

第9回

本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 平成27年4月24日(金)
午後3時00分～午後5時00分

2、開催場所： 本部町役場2-2会議室

3、出席委員 (8人)

会 長 9番 比嘉 由具

委 員 1番 太田 守隆
2番 渡久地 真吾
3番 高良 久

5番 大城 清一
6番 仲田 英夫
7番 我那覇 隆
8番 知念 一義

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第34号 農地法第5条による許可申請について

議案第35号 非農地証明願いについて

議案第36号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)

6、農業委員会事務局

事務局長 伊野波 盛二

農政班長 大 濱 兼 愛

7、会議の概要

議長 ただ今から第9回本部町農業委員会の総会を開催いたします。
委員の出席について、事務局、報告をお願いします。

事務局 全員、出席しております。

議長 事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、
会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。

議長 会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいでしょうか。
(異議なし)
異議がございませんので議事録署名員は2番委員と3番委員をお願いします。
書記は事務局職員をお願いします。

議長 会議についてお諮らいます。
本日の総会は本日一日限りと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なし)
異議がございませんので、本日一日限りといたします。

議長 議案に入ります。

議長 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について
事務局より報告をお願いします。

事務局 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第3条の規定による許可及び同法施行規則第2条第1項の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

議長 1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

議長 番号1番 謝花186番地、登記現況ともに 畑、面積450㎡
謝花188番地 登記現況ともに、畑、面積1424㎡
謝花193番地、登記現況ともに 畑、面積919㎡
謝花198番地、登記現況ともに 畑、面積600㎡
謝花398番地、登記現況ともに 畑、面積60㎡
こちらは売買による所有権移転となっております。
譲渡人 名護市在住N氏
譲受人 本部町在住I氏
添付資料説明

議長 以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。何か質問はありませんか。

議長 私のほうから補足説明します。
現場はくぼ地でありそのまま使える状況ではない為土を出してかさわけ作業をしていますが、畑として利用する為のものであるので、問題はないと思われます。

議長 以上です。何か質問ありますか。
(異議なしの声あり)
質問なければ、議案第32号は提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第32号は可決いたします。

議長 次に進みます。

	議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請について議案といたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請について 上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第4条の規定による許可及び同法施行令第7条第1項の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。 1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。 番号1番 健堅1270番地、登記簿現況ともに畑、面積420㎡のうち359.11㎡ 申請人 本部町在住S氏 転用目的 一般個人住宅 転用理由 自宅の老朽化に伴い、二世帯住宅を建築したい。 農地区分 小規模集団の生産性の低い第2種農地に該当すると思われます。 添付資料説明 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。質疑に入る前に補足説明がありましたら、お願いします。
7番委員	補足説明します。 現場は先ほど事務局からもありましたが、町営団地の近くなんですが 道路が拡張するということで60㎡は、道になるということです。
議長	補足説明が終わりました。何か質問はありませんか。 (異議なしの声あり) 議案第33号は提案通り認めてよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり) 異議なしとのことです。議案第33号は可決いたします。 次に進みます。 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について議案といたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について 上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第5条の規定による許可及び同法施行令第15条の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。 1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。 番号1番 瀬底4763番地、登記簿現況ともに畑、面積313㎡ 譲渡人 浦添市在住K氏 譲受人 神奈川県在住K氏 神奈川県在住S氏 転用目的 一般個人住宅 転用理由 環境の良い自然の多い瀬底島に移住したい。 農地区分 小規模集団の生産性の低い第2種農地に該当すると思われます。 添付資料説明 番号2番 山川533番地、登記簿現況ともに畑、面積671㎡ 譲渡人 糸満市在住U氏 譲受人 名護市在住A氏 転用目的 一般個人住宅 転用理由 借家住まいなので自家を建築したい。

	農地区分 小規模集団の生産性の低い第2種農地に該当すると思われます。 添付資料説明 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。質疑に入る前に補足説明がありましたら、お願いします。
8番委員	議案第34号 農地法5条について補足説明します。 番号1番・2番とも、住宅密集していて事前着工もされていません。
議長	補足説明が終わりました。何か質問はありますか。 (異議なしの声あり) 議案第34号は提案通り認めてよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり) 異議なしとのことです。議案第34号は可決いたします。 次に進みます。
議長	議案第35号 非農地証明願いについて議案といたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第35号 非農地証明願いについて 上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されておりますので、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます。 1ページ目をお開き下さい。今回は5件の証明願が出ております。 番号1番 申請農地 山里228-1、面積108㎡ 山里229-1、面積445㎡、 所有者 本部町在住M氏 申請要旨 長い間放置され、雑草繁茂している。 229-1については、南側の墓地の進入路として一部利用されている。 添付資料説明 番号2番 申請農地 浜元537-1、面積111㎡ 所有者 宜野湾市在住K氏 申請要旨 平成4年に取得して以来利用していない為、畑として利用するのが困難である。 添付資料説明 番号3番 申請農地 瀬底3063番地、面積693㎡ 所有者 本部町在住I氏 申請要旨 長い間放置していたため、耕作不能である。 添付資料説明 番号4番 申請農地 石川58-1番地、面積1073㎡ 石川58-2番地、面積75㎡ 石川58-3番地、面積157㎡ 所有者 那覇市在住G氏 申請要旨 復帰前から一部住宅として使用していて、 残りの土地は長い間放置していたため仕様が困難である。 添付資料説明 番号5番 申請農地 山川401番地、面積275㎡

所有者 那覇市在住M氏
申請要旨 長い間放置され、耕作できない。
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。質疑に入る前に補足説明ありますか。

1番委員 議案第35号非農地証明願いについて補足説明致します。

申請番号1番 山里 228-1 2mくらい落ちている土地で利用価値も特にない。
229-1 草が生えてるだけで、採草放牧地等に利用できる。

申請番号2番 浜元 537-1 草は少し生えてる程度。面積的には利用価値は低い。
周辺に同様な状況の畑が続いている。
隣接する土地が畑なのだが近い関係者が所有している。

申請番号3番 瀬底 3063 2mくらい上がっている土地で畑としての利用は困難。

申請番号4番 石川 58-1 家が建っている。
58-2 特に問題はない。
58-3 特に問題はない。

申請番号5番 山川 401 特に問題のあるところではない。

議長 補足説明終わりました。質疑に入ります。

1番委員 議案第35号非農地証明願いについて

申請番号1番 229-1非農地としては取扱できない
申請番号2番 537-1非農地として認められない。
申請番号4番 58-1一部は認められるが全体としては認められない。

議長 1番委員の方から説明があるように、
申請番号1番 229-1現在の状況では認められない。
申請番号2番 537-1非農地として認められない。
申請番号4番 58-1家が建っているなのでこのままでは難しい。

皆さんの意見はどうですか。

(異議なしの声あり)

議案第35号

申請番号1番 229-1否決

申請番号2番 否決

申請番号4番 58-1否決

その他は可決。意義ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしということで、

議案第35号は一部可決、一部否決とします。

(異議なしの声あり)

次に進みます。

議案第36号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)議案とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第36号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)

上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業委員会の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は3件です。

番号1番 申請農地伊豆味371-2番地 登記現況ともに、畑 面積6,153㎡

伊豆味371-3番地、登記現況共に 畑、面積2,632㎡

利用権を設定する者 本部町在住Z氏

利用権の設定を受ける者 本部町在住Z氏

利用目的畑、25年間の使用貸借となっている。

添付資料説明

番号2番 申請農地崎本部3685番地 登記現況ともに、畑 面積476㎡

崎本部3730番地 登記現況ともに、畑 面積609㎡

利用権を設定する者 本部町在住C氏

利用権の設定を受ける者 本部町在住T氏

利用目的畑、10年間の使用貸借となっている。

添付資料説明

番号3番 申請農地新里26番地 登記現況ともに、畑 面積1,311㎡

利用権を設定する者 本部町在住S氏

利用権の設定を受ける者 本部町在住I氏

利用目的畑、10年間の賃貸借となっている。

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。質疑に入ります。

(異議なしの声あり)

議案36号は提案通り認めてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

異議なしということで、議案36号は可決します。

本日の総会はこれをもって閉会いたします。

閉会時間 17時00分

議事録署名員

2番 渡久地 真吾

3番 高良 久

本部町農業委員会会長

会長 比嘉 由典

